

令和 8 年 4 月 20 日  
海事局総務課国際企画調整室  
海事局国際油濁補償基金対策室

IMO がホルムズ海峡の通航料徴収等を非難し、その円滑な通航確保を要求  
～国際海事機関（IMO）第 113 回法律委員会（LEG 113）の開催結果概要～

国際海事機関（IMO）は、令和 8 年 4 月 13 日から 17 日まで開催された第 113 回法律委員会（LEG 113）において、イランによるホルムズ海峡での通航料徴収等を非難し、その円滑な通航確保を要求することを決定しました。また、本来の議題であった、不正登録船舶対策、低・脱炭素代替燃料や有害物質に関する賠償責任・補償制度など、国際海運の重要事項について適切な国際枠組みを構築すべく、活発な審議が行われました。

#### 【会議日程】

2026 年 4 月 13 日～17 日（於 英国ロンドン・IMO 本部）

#### 【日本からの参加者】

国土交通省海事局 岩城総務課国際企画調整室長、日坂外航課海運渉外室長等  
東京大学大学院法学政治学研究科 後藤教授  
在英国日本国大使館、一般社団法人日本船主協会、石油海事協会、公益財団法人日本海事センター 等

#### 【主な議題】

1. ペルシャ湾における航行の自由の確保と船舶の安全な避難に向けた取組
2. 不正登録船舶による不法行為への対策強化
3. 低・脱炭素代替燃料に関する適切な IMO 賠償責任・補償制度の構築
4. 2010 年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約（2010 年 HNS 条約）の発効に向けた取組

それぞれの主な審議結果は別紙をご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

1. 2. について 海事局総務課国際企画調整室 古田、中島  
代表：03-5253-8111（内線 45-601, 45-623）、直通：03-5253-8656
3. 4. について 海事局国際油濁補償基金対策室 小本  
代表：03-5253-8111（内線 43-224）、直通：03-5253-8631



## 第 113 回法律委員会（LEG 113） 主な審議結果

## 1. ペルシャ湾における航行の自由の確保と船舶の安全な避難に向けた取組

我が国をはじめ多数国が、航行の自由は国際海運の根本原則であり、船舶及び船員の安全は死活的に重要であると強調の上、ペルシャ湾内に留め置かれている船舶の安全な避難を可能とする海上回廊などの枠組み構築に向け、全ての関係国に対して IMO への協力を呼びかけました。IMO 事務局長は、イランによるホルムズ海峡の通航料徴収は国際法に整合していないと指摘の上、日本等が主張した海上回廊などの枠組みの早期構築に向け、イラン等の周辺国と協議を進めていると説明しました。

これら議論を踏まえ、委員会として、イランによるホルムズ海峡の通航料徴収や差別的扱いなどについて、国際法に相反するとの共通認識のもと、これを非難するとともに、イランに対してホルムズ海峡の円滑な通航の確保を要求することを決定しました。

## 2. 不正登録船舶による不法行為への対策強化

不正登録により旗国の適切な管理を受けず条約基準を満たさないサブスタンダード船舶が、船舶の安全や海洋環境に悪影響を与えているとの問題意識から、旗国の管理能力の強化に向けた船舶登録ガイドラインを承認し、IMO 加盟国に回章することに合意しました。

## 3. 低・脱炭素代替燃料に関する適切な IMO 賠償責任・補償制度の構築

国際海運の脱炭素化に向けて今後の利用拡大が期待されている各種代替燃料（アンモニア、メタノール、水素、バイオ燃料、LNG 等）について、その特性・毒性等のリスクを鑑み、現行の IMO の各種条約も含め、国際的な汚染損害等に関する賠償責任・補償制度の在り方についての検討作業に着手しました。

## 4. 2010 年 HNS 条約の発効に向けた取組

会期中、ベルギー・ドイツ・オランダ・スウェーデンの 4 か国が「2010 年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約」（2010 年 HNS 条約）を批准予定であると発表しました。これら 4 か国が批准すると、同条約は発効要件を充足し、その 18 か月後に発効することとなります。

以上